

建設現場のはしご・脚立からの 墜落・転落災害をなくそう!!

はしごや脚立は、2メートル程度以下の高所作業を行うには、手軽に持ち運びができる便利な用具であり、建設現場で多用されていますが、簡便さゆえに安全に対する意識が薄くなりがちです。過去の災害を見ると、骨折などの重篤な災害が多発しており、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。安全を確保して、はしごや脚立を適切に使用し、墜落・転落災害を防止しましょう。

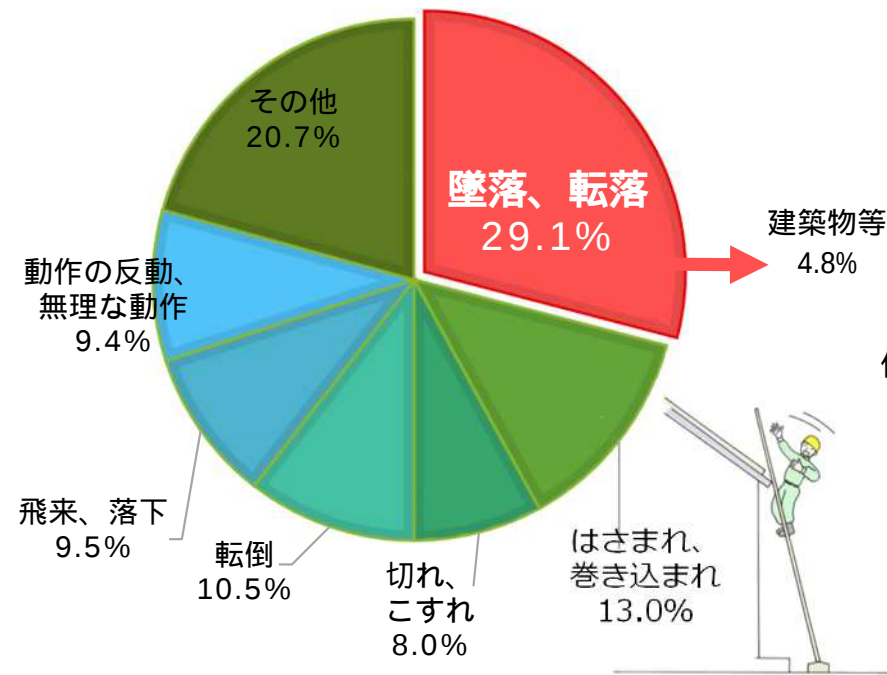


図-1 建設業における事故の型別労働災害発生状況
(令和3年～令和7年の合計)

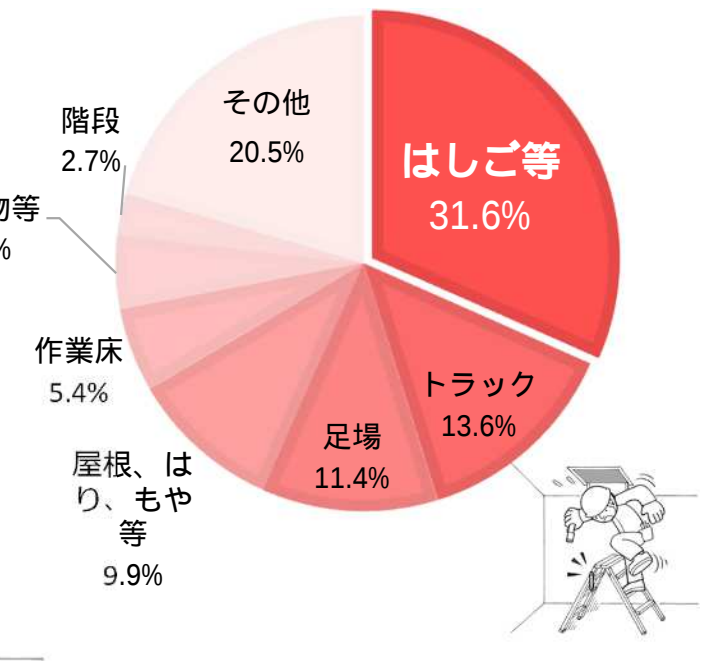


図-2 建設業における墜落・転落災害の起因物別労働災害発生状況
(令和3年～令和7年の合計)

建設業におけるはしご等からの墜落・転落災害事例（群馬）

発生年	年齢 経験 職種	発生状況	傷病性 質・部位	休業見込
令和6年	50歳代 7年 作業員	建設現場にて、はしごを使用して2階から1階へ降りている最中、はしごの底部が滑り、墜落した。	骨折 臀部	6か月
令和6年	30歳代 15年 作業員	屋根の修理のため、脚立の天板の上に立って、溶接作業を行っていたところ、足を踏み外して墜落した。	打撲傷 右肩	8か月
令和7年	50歳代 33年 作業員	ピット内作業中、3mの落差にはしごをかけて昇っていたところ、かけていたはしごが滑り、墜落した。	骨折 足首	1か月

はしごや脚立を使う前に検討しましょう

- はしごや脚立の使用自体を避けられませんか？
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できませんか？

高さ2 m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さの作業床と強度のある用具を使用し、墜落防止措置（手すり等）を行ってください。特に、はしごは原則、昇降のみに使用してください。

充分に検討しても他の対策が取れない場合に限り、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



しっかり固定!

指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75° 立てかけ ヨシ!」

出典:「シリーズ・ここが危ない 高所作業」中央労働災害防止協会編

脚立の安全使用のポイント

3点支持を確実に守る

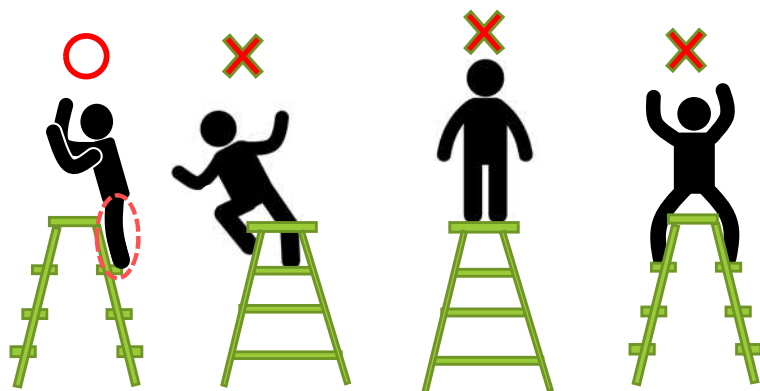
脚立の幅より外へ、身体の重心

(へそ)を乗り出す行為は禁止

天板上での作業は禁止

脚立にまたがる作業は原則禁止

(またがる場合は、アウトリガー等を装着するか、補助者に支えてもらう)



3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指しますが、身体の重心を脚立にあずける場合（太ももから腰周辺を脚立に接することが望ましい）も、両足と併せて3点支持になりますので、脚立の選定等にご留意ください。

必ず墜落時保護用のヘルメットを着用しましょう

ヘルメットの着用ポイント

必ず保護帽を着用!



特に1と3を忘れずに!
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

着用時
5つのポイント

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

1 要チェック!

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています!

3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります!

群馬労働局労働基準部
健康安全課
安全衛生に関係する
リーフレットはこちら→

